

平成27年9月吉日

全国中小企業団体中央会 御中

内閣府規制改革推進室

「規制改革ホットライン」集中受付の御案内

時下、益々御清祥のこととお慶び申し上げます。

規制改革会議においては、環境や技術変化に対応した規制改革をタイムリーかつ着実に進めるため、平成25年3月22日に「規制改革ホットライン」を設置し、広く国民や企業等からの御提案を常時受け付けており、いただいた御提案の審議結果を過去3回の答申に反映し、実現に向けて取り組んでいるところです。

今般、「規制改革ホットライン」の認知度を向上させ、更に多くの提案をいただくことを目的として、平成27年10月1日（木）～31日（土）の1ヶ月間、集中受付を実施することといたしました。

日常生活や仕事において不便を感じている、あるいは改善を図るべきと思える規制がございましたら、ぜひこの機会に具体的な御提案をお寄せ下さい。

【集中受付期間】 平成27年10月1日（木）～10月31日（土）の1ヶ月間

- 【添付資料】
- ・「規制改革ホットライン」集中受付について
  - ・「規制改革ホットライン」集中受付実施要項
  - ・「規制改革ホットライン」集中受付提出方法
  - ・〈記載例〉規制改革に関する提案 (HP)
  - ・〈様式〉規制改革に関する提案 (Excel)
  - ・〈記載例〉規制改革に関する提案 (Excel)

〈規制改革ホットライン担当〉 電話：03-5253-2111

(内線32450又は32462)

月曜日～金曜日 9時30分～18時15分

※電話による提案の受付は行っておりません。



平成27年9月  
内閣府規制改革推進室

## 「規制改革ホットライン」集中受付について

### 1. 集中受付の趣旨

集中的な周知活動を行うことにより、「規制改革ホットライン」の認知度を向上させ、国民や企業等から更に多くの提案をいただくことを目的として、「規制改革ホットライン」の集中受付を実施いたします。

### 2. 集中受付期間

平成27年10月1日（木）～10月31日（土）まで

### 3. 募集する提案

募集する規制改革に関する提案は、以下のとおりです。

日常生活や仕事において不便を感じている、あるいは改善を図るべきと考える規制・制度について具体的な御提案をお寄せ下さい。

例)

- ① 新しい技術やノウハウを持った事業者の新規参入や、事業者の創意工夫を妨げているもの
- ② 手続きの煩雑さが負担になったり、無駄や非効率を生んでいるもの
- ③ 国民に対する多様で質の高いサービスの提供を妨げているもの

### 4. お寄せいただいた提案の取扱い

受け付けた提案は、内閣府規制改革推進室において、事実関係の確認及び精査等を行った上で、所管省庁に検討要請を行います。

また、その検討結果を「規制改革会議」に報告します。

更に精査・検討を要すると認められる事項につきましては、所管省庁に再検討を要請するとともに「規制改革会議」においても自ら検討し、改善措置を図る必要がある事項について答申に盛り込みます。

なお、所管省庁が自ら実施するとした事項は迅速な対応を求めます。

### 5. 募集の詳細について

後日、内閣府ホームページにおいて、「規制改革ホットライン」集中受付の実

施要項を掲載します。

※インターネット又は郵送での受付です。電話・FAXでの受付は行っておりません。

#### 6. 留意事項について

下記に該当する場合など、お寄せいただいた提案の内容によっては受付の対象外とさせていただくことがありますので、あらかじめ御了承下さい。

- 提案の内容が規制改革と無関係な場合
- 特定の個人・法人等に関する情報であって、その個人・法人等が識別され得る記述がある場合
- 個人・法人・事業等の権利利益を害するおそれがある場合
- 個人・法人・事業等の誹謗中傷に該当する場合
- 事業・ホームページ・思想等の宣伝・広告に該当する場合
- 記載された情報が虚偽であると判明した場合
- 提案書が所定の要件を満たさない場合 など

#### 7. 問い合わせ先

「規制改革ホットライン」について御質問がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。なお、電話による提案の受付は行っておりませんので、御了承下さい。

【規制改革ホットライン担当】

電話：03-5253-2111（内線32450又は32462）

月曜日～金曜日 9時30分～18時15分

以上

# 「規制改革ホットライン」集中受付実施要項

内閣府規制改革推進室

## 1. 集中受付の趣旨

「規制改革会議」においては、環境や技術変化に対応した規制改革をタイムリーかつ着実に進めるため、「規制改革ホットライン」に寄せられた規制改革に関する提案を積極的に取り上げることとしており、いただいた提案の審議結果を過去3回の答申に反映し、実現に向けて取り組んでいます。

今般、集中的な周知活動を行うことにより、「規制改革ホットライン」の認知度を一層向上させ、国民や企業等から更に多くの提案をいただくことを目的として、「規制改革ホットライン」の集中受付を実施いたします。

## 2. 提案の主体

個人・民間事業者・NPO・各種団体・地方自治体等を問わず、どなたでも直接、御提案いただけます。

## 3. 集中受付期間

平成27年10月1日(木)～10月31日(土)まで

## 4. 募集する提案

日常生活や仕事において不便を感じている、あるいは改善を図るべきと考える規制・制度について具体的な御提案をお寄せ下さい。

例)

- ① 新しい技術やノウハウを持った事業者の新規参入や、事業者の創意工夫を妨げているもの
- ② 手続きの煩雑さが負担になったり、無駄や非効率を生んでいるもの

③ 国民に対する多様で質の高いサービスの提供を妨げているもの

5. 提案の取扱い

受け付けた提案は、内閣府規制改革推進室において、事実関係の確認及び精査等を行った上で、所管省庁に検討要請を行います。

また、その検討結果を「規制改革会議」に報告します。

更に精査・検討を要すると認められる事項につきましては、所管省庁に再検討を要請するとともに「規制改革会議」においても自ら検討し、改善措置を図る必要がある事項について答申に盛り込みます。

なお、所管省庁が自ら実施するとした事項は迅速な対応を求めます。

規制改革推進室は、

① 所管省庁からの検討結果（更に精査・検討を要すると認められる事項について、規制改革会議（各ワーキング・グループ）において対応する旨を付記）

② 規制改革会議の審議結果

③ 所管省庁が講じた措置の内容（講じようとする措置の内容）

について、内閣府ホームページで公表します。

6. 留意事項

下記に該当する場合など、お寄せいただいた御提案の内容によっては受付の対象外とさせていただきますことがありますので、あらかじめ御了承下さい。

○提案の内容が規制改革と無関係な場合

○特定の個人・法人等に関する情報であって、その個人・法人等が識別され得る記述がある場合

○個人・法人・事業等の権利利益を害するおそれがある場合

○個人・法人・事業等の誹謗中傷に該当する場合

○事業・ホームページ・思想等の宣伝・広告に該当する場合

○記載された情報が虚偽であると判明した場合

○提案が所定の要件を満たさない場合（必須項目に未記入箇所がある場合）  
など

氏名・電話番号・メールアドレスは、後日、お寄せいただきました提案の内

容を補足的にお伺いする場合がありますことから御記入いただくものです。

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年法律第42号)、  
「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第58号)  
等に基づき、また、その趣旨を踏まえて適切に取り扱います。

## 7. 問い合わせ先

「規制改革ホットライン」について御質問がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。なお、電話による提案の受付は行っておりませんので、御了承下さい。

### 【規制改革ホットライン担当】

電話：03-5253-2111（内線32450又は32462）

月曜日～金曜日 9時30分～18時15分

## 「規制改革ホットライン」集中受付提出方法

### 1. ホームページの「受付フォーム」から御提出いただく場合

以下の「受付フォーム」から提出して下さい。なお、記載にあたっては、記載例を参照して下さい。

【提案書】 受付フォーム

[https://form.cao.go.jp/kokumin\\_koe/opinion-0009.html](https://form.cao.go.jp/kokumin_koe/opinion-0009.html)

【記載例】 別添「<記載例>規制改革に関する提案(HP)」を参照

### 2. 電子媒体（CD-R等）を郵送で御提出いただく場合（Windows 対応、Microsoft Excel95 以上）

所定の様式に記載したものを提出して下さい。（返却はいたしません）  
送付される際は、封筒に「規制改革ホットライン 提案在中」と明記して下さい。

【提案書】 別添「<様式>規制改革に関する提案(Excel)」

【記載例】 別添「<記載例>規制改革に関する提案(Excel)」を参照

<送付先>

〒100-8914 東京都千代田区永田町 1-6-1 中央合同庁舎第 8 号館  
内閣府規制改革推進室 宛

### 3. 上記2つの方法によって御提出していただくことが困難な場合

提案書（用紙）を郵送によって提出していただくことも可能です。

上記電子媒体（CD-R）の場合と同様、所定の様式に記載したものを提出して下さい。（返却はいたしません）

送付される際は、封筒に「規制改革ホットライン 提案在中」と明記して下さい。